

社内資格取得支援事業 お問い合わせが多い質問について

Q1.この事業の目的は？

A1.要綱にも記載しておりますが、企業における事業活動の継続性向上ならびに人的資本への投資を促進することで企業価値を高めてもらうこととしています。

従業員の方が資格を取ることでレベルアップし企業にとって価値が高まることから、経営者の皆様にはこうした従業員の方の給与や手当増加にもつなげていただければ幸いです。

Q2.対象となる人は？役員は対象とならないのか。

A2.本事業で対象となる人は、常時使用する従業員(労働基準法第 20 条の規程に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」)です。具体的には下記四角内の 4 項目に『いずれも該当しない』人が対象となります。

- ・日々雇い入れられる者(1 ヶ月を超えて継続して雇用した場合を除く)
- ・2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者(所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く)
- ・季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される者
(所定の契約期間を超えて雇用した場合を除く)
- ・試用期間中の者(14 日を超えて雇用した場合を除く)

以上のことから、法人役員や個人事業の代表者、専従者は対象となりません。

Q3.助成上限はどうなるのか？

A3.1 社 10 万円が上限となります。また 10 万円に満たない場合は、その額を助成上限とします。

Q4.複数回申請しても良いのか、複数資格を申請しても良いのか

A4.1 社 10 万円の上限までは複数回申請することは差し支えございません。ただし、予算上限に到達した場合はお受けできない場合がありますので、お早めにご申請ください。

また、複数資格や社員複数名の受験を積み上げて助成上限である 10 万円の申請を行うことも可能です。こちらも予算上限に到達した場合はお受けできない場合がありますので、お早めにご申請ください。

—申請パターン例—

- ・1 つの資格を複数人受験することで申請する。

例:日商簿記 3 級を 5 人受験する等

- ・1つの資格を受験するのは 1 名であるが、複数の別な資格受験者を積み上げて申請する。

例:日商簿記 3 級を 1 名、ファイナンシャルプランニング技能士 2 級を 1 名受験という形で申請額を積み上げる。

- ・複数の資格を複数名受験するものを積み上げて申請する。

Q5.助成金は必ず満額もらえるのか？

A5.申請者数や申請内容、予算上限等の兼ね合いにより交付決定や交付金額を調整する場合がございますのでご了承ください。

Q6.申請方法は？

A6.4月24日(月)午前9時から受付を開始いたします。三条商工会議所ホームページに掲載している申込様式をダウンロードいただき、ご記入の上、ご提出ください。

<https://www.sanjo-cci.or.jp/2023/04/10/9418/>

Q7.申請内容は予定でいいのか？

A7.受験予定のものを記載いただく形で構いません。交付決定以後、受験を取りやめた場合は変更申請あるいは中止申請が必要となりますのでご注意ください。申請に際しては当所で定める様式の他に試験内容・受験料がわかる書類も添付ください。

Q8.運転免許は対象となるのか？

A8.対象となりますが一部対象外(第一種の普通・原付・二輪免許)のものもあります。**助成対象外**である運転免許は、下記四角内のものです。

—助成対象外となる運転免許—

- ・第一種普通自動車運転免許(AT限定含む)
- ・原動機付自転車免許
- ・普通自動二輪免許(小型限定)、AT限定普通自動二輪免許(小型限定)
- ・普通二輪免許、AT限定普通二輪免許
- ・大型二輪免許、AT限定大型二輪免許

以上により、準中型運転免許や中型運転免許などは対象となります。その場合、修了検定や卒業検定といった**試験料部分のみの助成**となりますのでご注意ください。

Q9.試験ではなく受講修了によって資格等が得られるものは対象となるのか？

A9.講座内部に試験や検定といった要素が含まれていれば助成対象として受付いたします。純粋な受講だけで完結する資格は、助成対象外とします。

助成対象外交付決定や金額についてはA3に記載のとおり、調整を行う場合がありますのでご了承ください。

Q10.講習と試験、検定が一体になっており、受験料がわからないものがある場合はどうなるのか？

A10.講習と試験が一体になっており、受験料が明確に区分できないものに関しては、一律で助成上限を1名1万円(税込)と設定しております。

Q11.運転免許の修了検定や卒業検定は、他の資格試験のようにいつ受けられるか確定しないがどのように申請したらよいか？

A11.見込まれる受検時期を様式資支別紙-1 に記載ください。

Q12.一次試験、二次試験がある場合の助成対象はどうなるか。

A12.一次試験、二次試験それぞれ対象とすることが可能です。交付決定後、二次試験を受けない場合は変更申請あるいは中止申請が必要となりますので、ご注意ください。

Q13.上期、下期があるもので、下期の方の情報がまだ公開されていない。

下期の分を申請したいが可能か。

A13.前年度の講座で時期や金額等がわかる資料があれば申請可能です。交付決定後、申請した試験を受けない場合は変更申請あるいは中止申請が必要となりますので、ご注意ください。

Q14.募集開始は？いつまで受け付けるのか？

A14.4 月 24 日(月)午前 9 時より受付開始いたします。予算上限に到達次第、受付を締め切りますので、助成を検討されている場合はお早めにご申請ください。

Q15.募集開始日より早く申請して良いのか。

A15.上記の 4 月 24 日(月)午前 9 時以前の申請は、無効となります。受け付けられませんので、ご注意ください。

Q16.講習のためのテキスト代は対象になるのか。

A16.テキスト代は対象となりませんので、申請時はテキスト代を除いた金額でご申請ください。含まれていると書類のご修正をお願いする形となります。